

から私はそれを申し上げるのでありますが、当時の状況とは全然違つてゐる。この点お伺いします。

○渡邊(喜)政府委員 シヤウブ勸告前
の考え方の中、お話のようなインフレーションの關係についての考慮が全然なかつたとは、私も言い切れないと思つておられます。過去の所得税の税率を見ましても、たとえば昭和十五年に税制改正を行つておるのでありますが、あのときにおきましては、分類所得税と総合所得税と二つにわけておりました。これは現在一本の税率になつてゐるわけでありまして、昭和十五年におきまして最高税率はどんなふうであつたかといひますと、総合所得税だけで六五でありまして、これは分類所得税と現在合せておられますので、分類所得税の百分の十の税率と合せてみますと、一応その当時において七五になつてゐたわけでありまして、これも戦争中だからといへばたしかにそうでありまして、しかしまだ昭和十五年には大東亞戦争といふものを予想して、それほど大きなインフレーションがあるといふことは夢にも思つてゐなかつた時代だといふふうに思つておられます。所得税の税率の最高をいかにすべきかといふことについて、は、いろいろ御議論があると思つておられます。昨日の中崎さんの御議論のように、これでも低いじやないかという御議論もあるだろうと思ひます。それから先生のように、六五は高過ぎるという御議論もあると思ひます。私どもとしては、日本の現状においてあまり所得税の税率を上げるといふことにはつきましては、相當の考慮の必要があろう。しかし六五程度でありまして、片方で富裕税を廃止するといふよ

うなことも考えまして、それは確かに富裕税が廃止されることによつて、所得税の増税の負担だけは相當多くふえるという方もあろうと思ひますが、所得税自体だけを考へてみましても、もし富裕税がないという状態を想像しますれば、最高が六五という税率でありまして、それほど無理な税率ではないのじやないか、かように考えましても、実は六五という税率をつけたわけでございます。

○大泉委員 この問題はあとでまた伺うことにいたしまして、酒税の引下げについて質問したいと思ひます。

この引下げの動機は、密造酒の防止であるといふことを聞いておるのでありますが、密造酒の防止もけつこうであります。高級酒にきわめて薄く、低級酒といひますが、二級酒が比較的税率が引下げられておる。そこでこれは密造酒防止の建前、あるいはまた社会政策上の立場においてもそうあるべきだと私は思ふのですが、ビールなどはどういふような税率になつておりますか。

○渡邊(喜)政府委員 ビールの税率につきましては、今度二割二分四厘と、清酒二級と同じ税率の引下げにしております。それでビールについていろいろの見方があるわけでございますが、たとえば酒についての課税につきましても、アルコール分なぞをかなり重点に置いた考え方もございまして、そういうことになりまして、しようちゆうなどはもと高くしていいのじやないかという考え方になるのですが、しかしそれだけではもちろん税率をきめるべきではない。やはりそれをお飲みになる方の所得の層といひますか、どう

いうクラスの方が主として飲まれてゐるか、これをねらつて行くべきではないか。そうしますと、ビールはそんなに下げざる必要はないではないかという議論もあるわけでありまして、しかし何と申しましても従来のビールの税率というものが、大体ビールは配給でもそう大してまわらなかつたといつたような關係で、ビールについては税率は割合に高くなつてゐたのではないかとはいふふうに私は思つてゐます。そういうこともございまして、この機会におきましては、せめて清酒二級と同じ程度に下げたらやからうといふ考え方で、現在の案ができてゐる次第であります。

○大泉委員 ビールには密造がないから、引下げることはいらないという結果じやないのです。けれどもビールなどは大衆酒として非常に飲むものであると私は思ふのです。やはり酒と同じような一つの立場においてこれを取扱われるのが適當ではないか、かように考えます。これも、あとでまた調べた結果を申し上げるとして、あとに譲ります。

それからきのう法人税の問題もやはり他の委員から聞かれましたが、法人税は、これはシヤウブ勸告で三五%に限定されてゐるのですが、あとでこれもどん／＼上げてしまつて、今日のようになつてゐる。これこそ私どもには非常に不満であつたけれども、日本の立場上今日がまんしておつた。そこでこの中小企業の法人といふものは最近きわめて多くなつて來てゐる。これに対して他の委員から、中小企業に対して非常に優遇策を述べられたいやうであります。私は優遇策より

もむしろ同等な取扱ひすら今日やつておらぬ、積立金などは非常に虐待してゐる、かように思ふのでございまして、一般法人といふゆる大会社に比して、小さな工場や中小企業を虐待し過ぎてゐるのじやないか。しかも今日大会社等はみな帳簿は整理してゐる。またそれぞれの手がそろつてゐるから、国税庁や税務署に対してはきわめて通りがよい。中小企業の方は、ほとんど税務署員との間にいつも問題を起してゐるというやうな状態である。実態がさうである。これに対して中小企業を真に優遇するならば、やはり何らかの方法においてもう少し帳簿上簡便な方法をとつて、しかもそれが行つても甲乙のかわりなく、どの署員が行つてもただちに問題が解決できるという方法によつて、あるいは話し合ひによつて課税の額が変化するというやうなことのな

いように、簡便な帳簿の取扱ひを零細な法人に対しては考へるべきではないか、かように思ひます。今まで中小企業の法人に対して非常にトラブルが多かつた。かような点から、政府としては何らか考へてゐないか。

○渡邊(喜)政府委員 中小の法人に対してはいろいろ問題があることは、ただいまお話の通りだと思つております。そこでそういう実施上のいろいろ困難といひますが、トラブルのよつて來るところを見て参りますと、これは中小の法人の方にもいろいろ、同情すべき点はあるが、まず第一に帳簿が十分ついていないといふところに問題の一番の出発があるやうでございまして、この点につきまして、税務署の方で要求してゐる帳簿があまりに複雑なものであるから、従つて帳簿がつ

けられないのだ、この点も私は一応理由はあると思つております。ただせめて現金出納帳でもはつきりついていれ

ばという問題があるわけでございますが、それすらなかつてつけられないといふことになりまして、個人の事業と、法人という一応の形態をとりましても、どこが違ふんだらうかといつたやうな疑問を起すやうな場合はあるわけでございます。せめて中小の法人として法人格を持つ限りにおいては、簡便な形である必要はありまして、帳簿だけはぜひつけていただきたい。といつて税務署が、現在青色申告などでわれ／＼は考へておりますが、青色申告で要求してゐる帳簿などについて、あるいはその全部を整へるのは無理かもしれない。そこで実は今われわれの方の中でも国税庁といふ／＼相談をしております。もう少し簡略化した形における帳簿の形式をつくるうじやないか。そして青色申告においても、その程度の帳簿をつけていけば、一応青色申告としてそれが十分いばつて通れるといふかつかうにして行こうじやないか。そうすれば今度は青色申告としていろいろ考へられております、救うと言つては失礼でございますが、軽減のいろいろな措置がされ、けつこう救ひ得るのではないかと。従ひまして、われ／＼の方でもできるだけ簡略な帳簿によつてその点をかえて行こう、法人の方におかれましては、せめて少くともそういうものくらいはやはりつけていただくといふことにして、両方の歩み寄りによりましてやつて参りますれば、お話のような点は全部が全部解決すると思ひますが、相當の部分は何とか解決できるのではないだらう

か。われ／＼の方でも真剣にその問題は考へてみたいと思つております。

○大泉委員 中小企業の法人はまづた同族のな内容を持つておるから、個人との課税の比較からいふと、今までもお話をいたされた点においては無理のない点があるのではありませんが、同族会社であるから個人に見られる。だから積立金などどうも一般法人よりは多く課税するというような結果になつて、きわめて冷遇されてゐる。こういう点だけでもせめて同じように扱つたらどうか。それから個人と大体同じような立場に比べられるけれども、中小企業の法人というものは個人経営をある程度脱却してゐない。何といつても組織立つた大きな会社のような、多くの人員が有機的に活動をするというようなことはできない。個人で、あるいは家族によつてほとんどなされる。あるいはその活動能力というものは、資本で区別ができないほど活動をしてゐる。かような立場において、個人と法人の境がつかないから、どうしても課税が重くなるという結果になつてゐるのだと思ふ。これに対してはもう少し合理的な見方をもつて課税の区分を明確にして、問題が起らないような方法を講じてもらいたい、かように思ひます。

それから今度は交際費の問題、会社の交際費の一定額以上は利益とみなして課税するというものであります。こういうことは株主が言うのだつたら問題はありますが、政府としてこんなことはよけいなおせっかいであります。初めから利益なら利益と認定するのはよろしい。しかし一定の経費を利益とみなすというが、交際費も当事者は経費の

うちに入れておる。それを利益とみなす、そして課税するというのはよけいなおせっかいである。経理統制時代ならいざ知らず、今日の自由活動をもたせておく立場において、政府がそういう考え方を持つというところは、私はどうも越権じやないかと思ふ。株主が言うならば、法人である以上は全体の利益のためにみな日をみはつてゐるのだから、これは株主の総意にまかすべきじやないか、かように思ふのです。政府はどういうふうにお考えになりますか。

○渡邊(喜)政府委員 最初の同族会社の問題でございますが、これは同族会社についての積立金課税の問題だといふことに理解しまして、御説明申し上げたいと思ひます。同族会社におきましては、何と申しまして利益を配当するが、普通の公開されてゐる会社と比べて、普通の公開されてゐる会社と比べて、普通配当をすれば、今度は個人の間に課税になる場合があるのですが、それを避けるために、無理に積立金にしておくとした場合があるわけでございます。従いまして、かつては御承知のように加算税制度というふうな制度をとつたこともございますが、それよりも積立金で課税することによりまして、そうして配当していただく。要すれば払込み資本をふやすということによつて、結局一度税金がかかるだけでそれで終るわけですが、そういうことによつて同族会社の積立金をふやして行つて、配当しないで配当の課税を免れるというふうなようにしようといふのが、積立金課税の趣旨だと思つております。現行の積立金課税につき

ましては、もう少し私の方で検討してみたい。実は最終の結論を出すまでには至つておりませんが、現在の積立金課税の姿においても、もう少し再検討する余地があるのではないかと。実はこれは現在特別措置法にある程度特別な規定になつております。あの特別措置法の規定をもう少し再検討しまして、本国会における特別措置法の改正のときにもし間に合えば、もう少し再検討した案を出してみたいと思つております。

それから交際費の問題でございますが、確かにこれは倫理的にいいか悪いかという問題については、政府の関することではないといふ御批判もあり得ると思つております。ただ税法でいろいろやつておられますのは、使つていけないといふことをいつておるわけではもちろんございせん。私としてはこのううふうに御理解願えないかと思つております。現在資本蓄積のために政府としてはいろいろの措置を講じておることは御承知の通りであります。貸倒準備金制度でありますとか、やれ何々準備金制度でありますとか、いろいろの制度を片方ずつつくつてゐる。それは税の本来の建前からいいますと、いふ／＼議論のあるものが幾つかござい

ます。しかし資本蓄積といふことを重点に考へておりますがゆゑに、税の理論だけというわけから多少入り込みまして、全体がくずれない限りにおきましては相当考慮しようといふので、今回も資本蓄積のための措置を幾つか講じております。そういうことを他面やつておるときにおきましては、これも結局税金が高いからではないかという御批判もあると思ひますが、

たとえば税金が高いから片方で会社が溢費するのだというお話をよく伺うわけですが、こういう規定があつたら溢費がなくなると思ひませんが、やはりできるだけそれ以上の溢費にわたらないことにしたい。資本蓄積といふ線に沿つていただきたい。いわば片方の貸倒準備金といふ／＼な積立金制度をわれ／＼が考へておりますのは、積極的に資本蓄積の方に進める。交際費の制度は、あるいは消極的な観点に立つたものかもしれませんが、考へ方の一面としては、やはり資本蓄積のためにこういう制度があつてかえつていいのではないかと考へまして、さうな制度を設けた次第であります。

○大泉委員 私はどうも政府としてそれは行き過ぎだと思ひます。これは会社の自衛にまつべきである。あるいは悪い言葉で、社用金が会社の費用を濫費するといふようなこともありまして、うけれども、しかし統制がはずれて自由競争になつて来たこの社会において、お互いに得意先に対する熾烈な競争が行われておる。そういうために費用がかさむのではないかと、かようにも思ふ。もう一つは、政府もこれは悪いのだと思ふ。いわゆる資産の再評価を、実際の現在の価格に持つて行くまでやりさえすればいい。それをやらぬ。歴大な資産をふとこに持つておつて、三割、五割というふうな利益が上る。上るのが当然です。物が上つてくるからだ。この間の話でも、五十円払込みの株券が三百円も五百円もする。当然です。むしろ物価が上つたらあらではまだ安過ぎるくらいだ。株は物なんだ、別に額面ではないのだ。それを政府が資産の再評価を自由にさせ

る。そしてほんとうの競争のできるようにならねばならぬ。こういう数字によつて資産を押し上げておるところにこういう無理ができる。いわゆる利益などは、現在の建設資金から新しくこれを計算して行つたら、もうけどころではない、まづ手一ぱいだ。私は思ふ。こういう大きなところに政府のずさんなところがあるんじゃないか。もちろんそういう利益の隠しどころとして交際費等の場合もありました。うけれども、とにかく根本的な考へ方が私は必要ではないか、かように思ふのであります。あまり長くなりますと、ほかの方に迷惑をかけますから、きようはこれくらいでやめておきます。

○渡邊(喜)政府委員 いふ／＼御意見はあると思ひますが、なお今言葉にございまして資産の再評価の問題につきましては、御承知のように今度第三次の再評価をやろうといふ考へ方で、近く再評価の法案を前すつもりでおりますから、その機会に御審議にあずかりたいと思つております。

○内藤(次)委員 渡邊局長にお願いしたいと思ふのでありますが、できるだけ早くこの酒税法案を上げたいと思ひますから、そこでこれを審議いたしますの一番私の必要とします資料は、販売価格更正表なのでありますが、これをおそらくとも来週の日曜日までにはこの委員会にお出しいただきたい。これがないと、税金がこれでいいか悪いかといふことはわかりませんから、ぜひどうかひとつお出しいただきたい。○渡邊(喜)政府委員 今の御要求の資料は、結局最後の小売価格が幾らにな

るかというものを込めての資料だと思
います、実はわれ／＼の方も、一生
懸命業者の方の出されたデータなどを
検討しましてやつておるのですが、ち
よつと二十日までと言いますのは無理
じやないか。これによつて大体どれく
らいの幅格になるだろうかということ
につきましては、前から申し上げてお
りますように、清酒については四百四
十五円くらいになるんじゃないかと考
えておるわけでありまして、結局十五
円税金の差額がある。それが大体コス
トの切下げというふうに考えておりま
すが、十五円ではたしていいものかど
うかという点などにつきまして、実は
まだ最終の結論を得ておりませんの
で、大体その程度でお許し願いたい
と思つております。

○内蔵(友)委員 これは三月一日から
引上げなされるのでしょうか。じや、も
う十四日ですな。それじやあまりどう
かと思ふのですが、それでいいのでござ
いますか。

○渡邊(喜)政府委員 仕事の順序だけ
から言いますと、大蔵省告示でやりま
すものでありますから、大蔵大臣の決
定を得れば一応告示できますので、三
月一日の数日前で仕事は十分できる
わけでありまして、それまでの間に
す限り慎重に検討していただきた
いというの、われ／＼の考え方では
あります。

○内蔵(友)委員 実はそれがなければ、
この税金がこれでもいいか悪いかと
いうことは判断できませんのですが、
それはできますか。だから三月一日よ
り遅れてもいいとおつしやるのなら
ば、それはぜひあなたの方で慎重審
議をやつていただきたい。われ／＼は一

生懸命に御努力申し上げておるの
が、政府が御協力申さぬということ
はどういうことなんですか。

○渡邊(喜)政府委員 私どもの方の考
え方としては、できるだけ三月一
日から実施したい。それにつきま
しては、必要な数字は全部出したい
と思つております。実はコストの関
係につきましても、業者の方の利害
関係が錯雑されておるもので、従
いまして、見た上での最終的な結
論をきめたい。それは税率の御審
議につきましても、大体の輪郭がわ
かれば御審議願ひなすところであ
るわけなんです、ちよつと最終の
結論をそれ以前に出すというの、か
なり無理じやないかというふう
に思つております。

○内蔵(友)委員 それじや三月一日か
らということ、できるだけという意
味ですか。

○渡邊(喜)政府委員 三月一日にぞひ
実行したいということ、われ／＼は希
望しております。

○内蔵(友)委員 だからそれはできる
だけ実行したいという意味ですか。

○渡邊(喜)政府委員 要するに結局
国会で御審議願ひするわけござい
ますから……。

○内蔵(友)委員 でありますから、私
どもは御協力申し上げたいから御相
談申し上げたのであるが、しかしそ
うでないんだ。われ／＼は慎重審議
なんだ、お前たちはそれでわかる
はずじやないかとおつしやられると、
われは一生懸命になつておるが、政
府が一生懸命になつておらないや
うな気がするもの、どうもおかし

じやないかと思ふのですが、これは打
明けて相談したいと思ひます。これは
資料を出していただかなければ、酒
の値段が幾らになるのかわからず
に、税金がこれでもいいかどうかとい
うことを審議できない。

○渡邊(喜)政府委員 大体わかるので
すよ。ただ最後の二円、二円、五円が
どうなるかというところに問題が残
つておると思うのですが、その最後
の一円、二円、五円がはつきりしな
ければ税率が審議できないものだ
うだろうかと、御意見を承りたい
と思ひます。

○内蔵(友)委員 今の程度にしてお
きまう。

○中崎委員 さきの質問に関連して
いるのですが、第三次資産の再評価
の考え方としては、今まで通りに
意的に再評価をさすというのでは
ありません。これを強制的に義務づ
けて行くという考え方はないかどう
か。

○渡邊(喜)政府委員 再評価につ
きましては、いろいろとござい
ます。政府といたしましては、第一
次、第二次の再評価と同じように、
低率の再評価はやはり課税すべき
じやないかと考えております。そ
ういふ問題もございまして、現在
会社によりましては、相当の利益と
か、あるいは無関係な関係もござ
いまして、無理に強制して再評価を
させようというところ、相当の無
理ができるじやないかと考えてお
ります。ただ第一次再評価の場合
のように、再評価をなし得る期間を
あまりに短かくしておきますと、現
況が悪い会社におきましては、やれ
ないといふ、また第一次再評価の
あとで第二次

再評価を行つた例をつくつたよう
なことに陥る憂いがありますので、
——といつてあまり長くしておきま
すのも仕事に片づきませんので、先
般お話ししましたように二年くら
いでもいいのじやないか、その間
に一回限り任意でやるというよう
な考え方、あるいはいいんじやな
いかと考えておまして、現在のこ
ろ全部強制的にやることは考
えておりません。

○川野委員 刻下の経費多端の折に
からわず、今回酒類値下げ案を国会
に御提案になりました政府に対し、
私は最大の敬意を表するものであり
ます。さらにいろいろ法案作成に当
られた大蔵当局に対しまして、最大
の敬意を表する次第でございますが、
今回の値下げ案を検討してみますと、
五十六万石の密造酒が成規のル
ートに乗らなければ、予定の税金
が確保されません、こういうこと
に相なつておる点等から考えま
すと、密造対策というものは、ま
ことに今回の酒類値下げに對する
大きな問題ではなからうかと考
えるわけでありまして、そこで昨
日加藤委員の質問に對しまして、あ
るいは酒類の引下げ、あるいは二
十度しようちゅうをつくつてその
対策を講じた、こういうような御
説明が実はあつたのであります。
しかし今回の酒類値下げが業界要
望の通り五割ということに相
なつておりましたならば、昨日申
されたそのお言葉で、あるいは密
造対策ができるのではなからうか
とも私は考えたのでございませ
ん。それが、しかし一般が要望し
ました通りの値下げになつてお
りますと、昨日御答弁になりました
ほかに、さらに密造対策という問
題を

またお考え願ひなければならぬ
と思ふのであります。この点につ
いてはすでいろいろ方法が考へら
れておるものと思ひますが、ゆ
えに、どうかその対策について御
説明を願ひたい。

さらに現在の推定密造石数並びに
最近の推定脱税額をお示し願ひ
たいと思ひます。

○渡邊(喜)政府委員 密造の推定
がどれくらいあるだろうかという
数字は、われ／＼当局にも、ほん
とに自信のある数字はございませ
ん。いろいろな角度から考えま
して、あるいは、あるいは、も
つと少ないかなという考えもあ
りますが、大体百五十万石ぐら
いの密造はあるのじやないだ
うか。百五十万石といふと、
税金にして約三百億といふた
うな問題になるわけでありま
す。この数字につきましては、
実はわれ／＼の方も、正直に言
ひまして、それほど自信はござ
いせん。一応の推定でありま
すことを御了承願ひたいと思
ひます。

なお密造対策の問題につきま
しては、私はやはり二つの考
え方を並行して行くべきだ。こ
れは私が執行官庁におりました
ときも、同じような考え方を持
つておりました。一つは税率を
下げることにしまして酒の値段
を安くする、これが第一だと思
つております。但しこの点につ
きましては、税率の引下げ等につ
きましては、酒税の総額をあまり
減らすことができないという現
状におきましては、おのづから限
度があると思つております。従
いまして、やはりこれと並行し
て、従来もやつておりましたが、
より強力な密造の取締りとい
うものが、片方にまた繰返され

可能であると存じております。ことに、資料を見ますと、第一線に働きまする税務署にはわずかに御配分になりまして、そして国税局あたりが相当の費用を使つておる。こういうようなことは、質實的な密造絶滅ということとは解決できないと存じます。この点についてさらに長官の御説明を承つてみたいと存じます。

さらに、私はこの問題につきまして、委員会でも、一、二回問題にいたしたことがあるのでありますが、密造対策については非常に隘路があるわけでありまして、密造取締り費用は、トラック等以外にはあまり使われない。あるいはまた警察が密造犯を捜査いたしましても、警察の功績にならない、検査いたしましても、税務署に引渡すだけであるから一向功績にならないので、警官は密造者があつても知らないふりをしておるという実情であります。そこで私は、法務省あるいは警察、大蔵省の三者で会談をおやりになりまして、こういうような隘路を断たなければ、密造絶滅は不可能であるというところを、当委員会におきまして一、二回実は申し上げた次第でございますが、これらのことについて対策をお講じになつた事実があるか、この点についても承つてみたいと存じます。

○平田政府委員 密造の取締費でございしますが、私どもとしても多くいただくに越したことはない、またでございますけれども、やむを得ないと思つておられますが、そこにはまず全体といたしまして予算の立て方もございまして、一億五、六千万円くらいのところで何とかして効率的な計画を立ててや

つてみたいと考えておるのであります。今御指摘の二十七年の実績の使用状況を見ますと、予算は一億六千六十一万三千円、大部分各局に配付いたしておりましたが、そのうちで十二月までに使用済みのものが九千三百三十万となつております。局で二千四百万、税務署が六千六百万ということになつておりますが、これはいろいろの宣傳のための費用、その他は本庁あるいは局でやるという場合もございまして、それから大がかりな動員等を行いますともございまして、今御指摘の点は、私も今後の計画によく注意してみたいと思つておりますが、大点そういうふうな状況になつておる次第でございます。しかし何と申し申してもこれは第一線の取締りが中心でありますので、お話のような点をよく考えまして、今後の運用によるしきを得たいと考えております。

それからもう一つ、各関係官庁との連絡であります。実は中央にも連絡協議会というものを設けております。それから各地方にも国税局単位に協議会がありまして、とき／＼会合して、それ／＼密造取締りについて一緒になつてやることになつておりますが、従来ともこれには相当の実績を上げておるようでございます。お話のように自分の手柄にならないということやらぬということになると、これは必ずしも妥当ではございせんので、そういう点につきましては、よく関係の局と話し合ひまして、それ／＼責任のある仕事は責任のところでやつて行くというふうな持つて行きまして、実績を上げるようにいたしたい。

それから単に密造ということだけでなく、今日では社会悪の根源の一つになつておる集団密造の問題でありまして、これは単に税務署だけでなく、やはり警察なり検察庁といたしまして、やはり警察なり検察庁といたしまして、重大な関心があるようでありまして、従ひまして、こういう面で適切な取締りをしてもらふということは、そういうところの職責上当然なことと考えますので、その辺はよく連絡いたしまして、実効を上げるように努めてみたいと承つておる次第でございます。

○川野委員 この密造による脱税問題は、どういふものか社会一般において、もそう悪質な犯罪者であるとは現在考えられていないような実情でありまして、この点をよく考えてみますと、これを税務署が取締りになるからというふうな考えが出ておるのではなからうか、こういうふうにも私考えてみたところがあるわけでありまして、現在の実情等から考えますと、実績がそう上つておるとは考えられせん。そこでひとつ大蔵省の方は大英断をもつて、取締り権を警察に委譲して、警察の手によつて密造犯を取締る、こういうことになるならば私は非常に効果があるものと考えます。しかし官庁には昔からなわ張りがございます。現在大蔵省が持つております密造脱税犯を検査する権限を警察に委譲するということは、大蔵省としてはおきめにならないかもしれませんが、三百億の税金を把握するの点からいへば、三百億の税金を把握するの点からいへば、大蔵省から警察の方に取締りの権限を委譲することをお考にされる意思があるかないか、これは愛知政務次官に伺つてみたいと存じます。

ましては、先ほど来る御説明申し上げておりますように、大蔵省といたしましても非常に力を入れておるつもりであります。ただいまの警察に委譲したかどうかというお話でございますが、現在でも、警察はもちろんでありまして、自治体警察についても非常な協力を得てやつております。さらに検査当局とも緊密な連絡をとつてやつて参つておるようなわけでございまして、これは率直に申しまして、警察側においても、警察だけの力ではたして引受けてくれるかどうかはな／＼むづかしい問題だと思つております。今のところは、大蔵省としては警察に全部これを委譲するといふ考えは持つておりませんが、ただいまの川野さんのお話は、新しい御提案として、われ／＼も十分慎重に研究をいたしたいと思つております。

○川野委員 実はこの問題は、まだ質問いたしましたれば相当長い時間をとりますので、後日に譲りたいと存じます。が、どうか私が最後に申しました取締り権限の委譲問題につきましては、ひとつ慎重にお考えを願いたいと存ずるわけでありまして、

さらに今度の法案の中に、指定販売業者制度を一年後にやめる、こういうことに実は相なつております。ここでかりにこれが実現した、法律が通りましますと、そういうことになりまして、業者はさらに免許をもらわなくても御行為ができるかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○渡邊（喜）政府委員 現在指定販売業者として免許を受けております分につきましては、やはり卸としての免許と

いうものは、先ほど来る御説明申し上げておりますように、大蔵省といたしましても非常に力を入れておるつもりであります。ただいまの警察に委譲したかどうかというお話でございますが、現在でも、警察はもちろんでありまして、自治体警察についても非常な協力を得てやつております。さらに検査当局とも緊密な連絡をとつてやつて参つておるようなわけでございまして、これは率直に申しまして、警察側においても、警察だけの力ではたして引受けてくれるかどうかはな／＼むづかしい問題だと思つております。今のところは、大蔵省としては警察に全部これを委譲するといふ考えは持つておりませんが、ただいまの川野さんのお話は、新しい御提案として、われ／＼も十分慎重に研究をいたしたいと思つております。

かという点については、疑問があると思つております。しかし、そうした実際の運用につきましては、国税庁の方でやつておりますから、国税庁長官から御答弁願つた方がいんじやないかと思つております。私としては、大体従来甲卸の免許を持つていた人には、甲卸の制度がなくなつても免許して行くのが原則じやないかと思つておりますが、しかし、ときにやはり幾つかの例外を考えないと、将来おもしろくないことが起きやせんかと実は心配しております。実際の運営につきましては、国税庁長官から御説明願つた方がいんじやないかと思つております。

○川野委員 実は先般甲卸関係の総会がございまして、この問題について数時間非常に検討がつけられたわけでございます。そういう大きな関心の問題

ならば免許をしてやろう、こういう話でございますので、その小売店は離れた所にあつたため店鋪を構えた、うして免許の申請をやつた、蒲田税務署は東京国税局にその申請をし、免許を与うるべしという申達をした、ところが東京国税局はいかででありまして、一向免許を下付しない、どうしようわけかと調べてみますと、ほかにそういう申出があるから、これを許可するならばそれも許可しなければならぬ、ということ、書類を保留している、という状態である、まことに嘆かわしい次第であると言つても私は過言でない。

いと思ひます。そこでそういう国税局の係の人はかえてもらわなければならぬと存じますが、この免許の下付にも、現今の時勢の流れというものをよくおくみとりいただきまして、早急に免許を下付することくらいはしていただかなければならぬと思ひますが、こういう点についてさらに当局の意見を承つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 この御機関の転換の問題につきましては、私どもできるだけ早く方針をきめまして、その方針の実行はなるべく現地にまかせるということと促進をはかつて行きたいと思ひます。一年間の経過期間を置きまして、できる限り円滑にやろうという趣旨でございまして、その間になるべく敏速に、かつ円滑にやりまして目的を達したいと思ひます。

それから小売業者の免許でございしますが、これはどうし免許するということにしますと話は簡単でございしますが、そうするとまた小売業者の競争が激しくなつて、其倒れになる、そういう点が心配でありまして、むしろ協会等からなるべく免許しないでくれという要望が強いのでございします。しかしそれも消費者の見地を考えるとよくない。消費者の見地から行きますと、不足しているところはある程度免許して行くべきだという考えを持つておりますが、これもあまり一ぺんにやるとえらいことになりまして、十分に運用でと今川野さんはおつしやいましたけれども、これは簡単なことではないといふことを御了承願ひたいと思ひます。今お話のように、税務署が調べてよいと言つたのを長く押えるというのとはちよつとどうかと思ひますので、そ

ういう際にはできる限り早く事務を処理いたしまして、迷惑をかけないよう努力いたしたい。卸の方は大体の方針を示しまして、最近国税局にもまかせることにして、小売の方は国税局の方から税務署におろしてしまふ。本庁や局でやります場合はよほど異例なケースにとどめようということに現在もいたしておりますが、その辺の運用がまだ敏速を欠いておるうらみがありますので、よく御趣旨を体しなして、なるべく早くきめたいと存じます。ただ今お話のように飛ばしてしまえばそれでよいかというところは、そこが少しむじかしい問題でありまして、申請される立場にある人の事情を聞きまして、ぐあいが悪くてもその場で簡単に却下してしまふというのむづかしい場合があると思ひますので、その辺の場合によつて若干情勢を検討しつつ留保するという意味で遅れという場合もあるでございします。

そういう場合におきましては、その辺の事情を相手方によく話しまして、誤解のないようにして行きたいと思ひます。おそろくその辺の親切さが十分ではないように思ひますので、ひとつその点は注意して行きたいと思ひます。○川野委員 ひとつ当局の善処方を希望する次第であります。さらに甲機関が乙機関にかわる場合でございします。どういふものか、これは本省の方はそういうことはないと存じますが、大蔵省の地方当局になりますと、どうも協同組合をきつて会社組織というものを推奨される点が多々あるわけでありまして、大蔵当局は税金をとるといふ点からどういふお考えになられるのかとも考えるのでございします。今日国家

は協同組合というものを非常に御奨励になつておる。本日出ておりますこの酒類団体の法律も、組合でいろいろとやれというふうになつておる。ところが営業面になりますと、どういふものが会社でなければならぬような御指導をされております。今日あるいは商工中央金庫あるいは農林中央金庫、こういうような金融面におきまして、組合が三五%、会社は四二%、こういうふうなことでずいぶん税金の面等になつておるのかかわらず、そういう経営面におきましますと会社組織を御奨励になつておる点があるわけにございします。こういう点はひとつぜひ考え直していただきたいと存じます。

さらに先ほどの御小売のマージンの問題であります。今度酒税の値下げをやるから業者もマージンを少し奮発してもらいたい、こういうふうなことで、十五円ないし十八円のマージンを縮める問題が実は起つておるわけでありまして。しかし考えてみますと、今年の十一月から運賃が上つた。昨年の十一月から月給が上つた、賃金が上つた、こういうことから考えますと、実は値下げがなければマージンを上げてもらいたいといふことが普通であります。そこで現在のマージン並にいたしておきまして、実はマージンの圧縮ができたものと、こういうふうな考えられるわけでありまして。そこでマージンを引上げてもらわなければならぬといふ際に、マージンを現状のまま置いていただくのならばけつこうであります。小売マージンを縮めるというこの現状が、ただいま内蔵委員

の御質問されましたような、参考資料をお出しにならない重大な原因ではなからうかというふうには私は存じます。時間がありませぬので実はそう長いことは申し上げませんが、小売マージンは、私に言わさしめるならば、五円くらいお上げになるならいたしたくないのではないかと、そういうことで小売マージン問題を解決して、そうして二十日以前に参考資料を当委員会にお出しにならないければ、おそらく衆議院においてこの法案が二十日までに通ることは不可能であると私は断言します。どうかひとつそういう問題も早くおきめになつて、そうして参考資料を出していただきたいと思ひます。しかしこれは答弁はいりません。

そこで、まだ質問の方があるのでございしますが、最後にもう一点伺つておきたいと存じます。実は基本税と加算税の制度がまたこれ一年後にはなくなる、こういうことに実はなるわけでありまして。ところが酒税というものは御承知のように消費税であります。消費税という点から考えますと、最終段階において課税をされるのが適當である。言葉をかえて申しますならば、小売店において課税されるのが適當であるが、徴税技術の面から酒造家からおとりになつておる現下の実情であります。しかし今ややはり主税局長の御管轄になつておる物品税は、生産課税から今度は小売課税に移そうといつて案をつくられたつたといふことを私は承つております。これは全部ではありませんが、一部の品物については小売課税を断行しよう、こういうふうな適切な考えを今日主税局長がご持ちになつて来た。こういう点から考えます

と、せつかく加算税と基本税のわかれであります。この制度を一本にするといふことは、物品税を消費課税にされるという観点から考えますと、矛盾撞着はなはだしと言わざるを得ない。この点についてさらに御答弁を願つておきたいと存じます。

○渡邊(喜)政府委員 消費税につきましても、できるだけ消費段階に近いところで課税するのが望ましいといふ理論につきましては、私もさように考えております。ただ川野先生も御承知のように、やはり徴税の便宜、これはあえて政府も案をしようという意味だけではなくて、結局徴税費につきましても、あまり徴税費がたかさんかかるといふことになりまして、またまわりますまいして国の歳出もふえ、またいろいろな税負担もふえるものになりますので、やはり徴税費があまりかからない方法があれば、その方法でもつてやつて行く方がいじやないか。脱税の防止等いろいろな点から考えましても、その方がいいじやないかといふことで、幾つかのものといひます。今まで原則としては製造課税、酒については製造課税、つまり庫出税という制度をとつておることは御承知の通りであります。今度物品税につきましても、一部の品物につきまして、小売課税の制度もつてみたといふことで案を考へておりますのは、たとえば宝石のようなものであります。たまたま宝石のようなものにつきましては、たまたま製造をどう考へるかといつたような問題につきましては、私はずいぶん議論があるのではないかと思ひます。むしろこれは製造課税といふこと自体に無理が

と、せつかく加算税と基本税のわかれであります。この制度を一本にするといふことは、物品税を消費課税にされるという観点から考えますと、矛盾撞着はなはだしと言わざるを得ない。この点についてさらに御答弁を願つておきたいと存じます。

てさへ、それは著しく事情がかわつたといへば、一方向的に認定して行くのでありますから、当然そういうふうな結論も出て来る。そうしてまた、あやまつたの税務署が今までの組合を認めておつたのを認めないということとは著しく不見識だと思ふ。言いかえますと、そんなことがあり得るとしても、公然とこういうようなことが公文書として通達されるというようなことはきわめて不見識だと思ふ。それは神様でないから、実際ににおいてそういうふうなあやまつたことはあり得るかもしれないけれども、万般の事例の一つのものとして公然とこういうふうな取扱ひをされるということは、私は不見識きわまるものだというふうに考えるのであります。ただそれはそれだけの問題ではなしに、この橋頭堡の上に、過去の企業組合というふうなものが全面的に大きな影響を受けるのではないかと。ことにこれは私の偏見かもしれませんが、概して大蔵省、ことに税務当局といつたしましては、企業組合というふうなものについて、これを正当にも取り立てるというか、税金の片寄つた立場から、むしろ個人的な感覚で個人的な立場においてとらう、言いかえれば企業組合を否認しようとするような考え方の上に運用されておるのじやないかという懸念さえ持つておるのではありませんか、こうしたようなことは、企業組合、ことに健全に発達し、今後大きく伸びて行かなければならぬ企業組合に対する一大鉄槌だということに考へておるのであります、ことに中企業庁といつたしましては、むしろそうした組合の健全な発達について努力をなされまして、こうした行き過ぎになるよ

うなおそれのある法律に賛成されるといふことについては、中企業庁の考え方並びにその政治力が著しく貧困であり、薄弱であるということをおぼろげに考へるものでありますが、こうした法案についてさらに大蔵当局とも交渉して、再検討をしてもうおぼろげな支持を持っておられるかどうかということをお聞きしたいのであります。

○石井説明員 中小企業庁といたしましては、企業組合の育成強化ということにつきましては、これは単に法律をもつて組織を認めたというだけでなくて、あるいは金融の面、あるいは助成補助金その他の面におきまして、あるいは経営の診断をいたしまして指導する、このような面におきまして十分にその助長に努めておるわけでございます。これに對しまして、従来はなほ不幸なこととございすけれども、とかく課税上これを冷たい目で見るというふうな風評があります。しかし金

国の企業組合のうち、七〇%というものは大抵法人性を税務署によつて確認されまして、法人税の課税を受けておるわけでございます。残り三〇%程度のものでございまして、今回の改正法にも書いてございすような、あるいは実際の収益の享受者と名義人とが違つておるような事実が従来はあつたわけでございます。いい組合はよりよく助長し、また本来の姿になつていないものだけは、税法の面におきまして、これを実質上の収益者から課税するような法体系を持つて行くといふことは、企業組合を擁護する立場からいいまして、当然言ひ得ることであると考へておるのであります。もちろんこの法律が出るによつて不必要

に企業組合を混乱させ、あるいはその団結を弱めるというふうなことがありましたが、これは非常に困ることでありまして、国税庁、中小企業庁及び大蔵省主税局の間にございまして、その実施上についてはきつめて綿密なとりきめをいたしまして、今後の付属的な通達その他を十分に打合せた上で実行に移して参るといふことになつておる次第でございます。

○渡邊(喜)政府委員 私からもちよつと補足的に一応説明させていただきます。中崎さんの御心配は私も御無理ない点がふたつあると思つております。ただ私ははつきりここに申し上げておきたいと思ひますが、今度われ／＼が考へて立案いたしました法文は、決して健全な企業組合をどうしようという気が毛頭ございせん。これはもうはつきり申し上げておきます。ただ非常に遺憾なこととございす。過去にありました幾つかの事例を見て参りますと、企業組合の名前は持つておりますが、実体がどうも企業協同組合的な精神にのつとりました企業組合と見れないやないかといふものが幾つかございす。これにつきましては、実は税務の実際におきまして相当の摩擦があつたといふことは、中崎さん御承知の通りでございます。このため

いいと思ひますが、税務当局としましては相当実をくたびてしまひました。そのために普通の営業者の方の調査に手が届かなかつたり、そちらの方へ御迷惑をかけたという事例がございす。何かひとつこの際規定をつくつていただきたいといふことを考へておるわけでございす。それから今お話にございした所得税の通達というものは、おそらく案だろつと私は思つております。もちろんまだ法案ができていないのですから出るわけもございせんし、私もまだ実はよく見ておりません。私の気持としてはこう考へております。従来税務署が認めておるような企業組合につきましては、よ／＼な変化がそこにあるけれども、確かに御説のやうにそれにすぐけちをつけている／＼この規定を使うという危険がございす。それから、主税当局といたしましては、そういう組合について前の間違ひをよ／＼直す場合があるやうな、あるいは新しい形態についてどうしようあるやうな、それはその規定によらないで幾つかやつておりますから、そういう方向によつてやる、そしてそういう組合について急にこの際心配をかけるという問題としてこの法文は使つてほしくない、こういうふうには私は考へております。従ひまして少くとも従来税務署が認めております組合につきまして、この法文ができたことによつて新しい取扱ひができるというやうに扱ひべきじやないといふことを、国税庁長官に申し上げておりました。あとは第一線の取締りをどういうやうに国税庁長官がやつてくれるかという問題にかかると思

います。その点は、国税庁長官にもこの機会にはつきりした言明をしてもらつた方がいゝんじやないかというやうに思ひます。

○平田政府委員 所得税法の六十七条の二の改正によりまして、企業組合の方面におきましては、御心配のやうでございす。基本的には今中小企業庁と主税局からお話がありましたように、私も企業組合が組合法本来の趣旨に従ひまして健全に発達するといふことを妨げる気は毛頭ない、むしろそういうことはあつちやいかぬといふことにおきましては、これはまつたく意見が一致いたしております。運用におきましては、従ひましてそういう点には十分配慮を加へまして慎重を期して行きたい。なかな／＼今御指摘の、従来からすでにあるものにつきまして、一べん認めたものをひつくり返すのはけしからぬ、これはまつたくその通りでございまして、そういうものにつきまして問題がある場合には、むしろその組合自体を善導してもらひまして、ほんとの企業組合になつてもらふといふことによつて問題を解決したうとどうだろうといふやうに考へております。ただ過去の場合におきましては、今渡邊局長からお話がありましたやうに、著しくこの組合法の趣旨を逸脱しまして、ほん／＼の形式と申しま

すか、からくりすぎない例があつたのでありまして、こういうものにつきましてよく調査いたしまして、それぞれ適切な課税をするといふことになつておるわけでございす。今度の法律の改正の運用によりましては、組合法の基本的な考え方、これはあくまでも尊重いたして十分善処いたしたいと考へております。その点いゝ／＼御心配があまりのやうでございす。中小企業庁との間に、運用につきましても重要な事項は打合せて行くといふことにつきましてはつきり約束いたしてあるやうな次第でございまして、御趣旨の点を私もよく承りまして、この方面に不当のことのないやうに十分留意いたしたいと考へております。

○中崎委員 ただいまの御説の中にありましたが、以前できた組合の中に七〇%程度は健全な組合として税務署の方でもこれを認めてゐる。他の三〇%については健全な組合でないといふことにもなると思ふのであります。そういう組合の認可等については、まず当然中小企業庁がタッチしてやつておられると思ふのであります。しかもそういう組合が三〇%そこに存在するといふことは、一つにはかつて中小企業庁の指導よろしきを得ない、こういうことに帰属するものであります。従ひまして、まずこのできてゐる組合を一日もすみやかに完全な組合に指導して行くといふ重要な責任あることをここで言明していただきたい。

かりにこの法律案が通過するとするならば、今後においてこの企業組合の新しい発達というものに非常な支障を来すといふことは明らかに申し上げることができると思ふのであります。これらの点についても、一休中小企業庁としてはどういふやうな態度をもつて臨もうとするのか、その点をあわせて御言明願ひたい。

○石井説明員 ただいま私の申し上げました中に、三〇%程度あるいは完全でない組合があるといふ点を御指摘に

なつたわけではありますが、従来中小企業協同組合法の体系といたしまして、企業組合の設立はいわゆる自由設立になつてゐるわけでありまして、法定要件を備へれば当然設立し得る。地方庁あるいは行政官庁は別段取立てをすることができない組合になつてゐるわけでありまして、この辺にも、企業組合の中に従来と違ふものが出て来た原因があるのではないかと思つてゐるのであります。將來の問題といたしまして協同組合法の体系について検討を加へる、自由設立からあるいは認証なり指導なりの余地があるような方向に持つて行くように検討を加へる、これが第一の根本的な問題かと思つてゐるのであります。

第二は企業組合に對しましては、従来法人格の非常に明確でないものの指導につきましても、いわば一定の所得税法の取扱ひ上の内規というふうなもので各種の紛争があつたわけでありまして、今回はこの法律ができましたらば、これを基準といたしましてよりよく実質上の人格をつくり上げることが案になるのではないか。第三条の二に書いてあるような実体がなければならぬというふうな指導が、いわば所得税法の施行についての啓蒙と一緒に進め得るということを考えてゐるわけでありまして。

第三は企業組合につきましては、従来各地ばら／＼でありましたが、連合会その他の組織が逐次整つてありまして、こういう組織を通じて、さらに企業組合の経理の基準をつくる、あるいは金融の裏づけをするというふうなことにつきまして、実質的に企業組合それ自身が強くなつて参るようになつてゐる。

分なる指導をして参りたいと思つておられます。府県庁が主として従来企業組合の指導に當つておつたのでありますけれども、府県におきましても、あるいは国税局管内におきましても、指導を加へましたところはそう税法上にも問題を起しておらぬのであります。財務当局あるいは税務当局、府県庁あるいはわれ／＼との間で相当の連絡を遂げまして指導した地域については、税法上の問題も起つておらぬという事実から考へても、指導改善して参る余地が非常に多いことを考へておる次第でございます。

○中崎委員 この法案によりますと、元来自由であるべき企業組合が、むしろ税金の対象において、大蔵省の方の認可組合のような性格のものになつておる。言いかへると、この法律によつて、自由であるべき企業組合が、税金対象の關係においては、許可組合にならなければならぬというふうな結果になる。これは中小企業庁の元の法律の趣旨を著しく逸脱するものだと考へるが、振興部長はどう考へるか。

○石井説明員 その点は、税法は税法の精神がありまして、第三条の二に書いてありますような精神でいたしたいては従つて法人格そのものを云々するといふ問題ではないと考へたわけでございます。今回の改正法では、必ずしも企業組合だけを問題にしておるわけではなからうと考へて、有限会社にもいたしまして、株式会社にもいたしまして、その他いかなる企業組織法上の体裁を備へておきましても、実質をとりえまして、第三条の二あるいは第六十七條の二というものを適用したところという趣旨でございます。認可組合になるということにはならないと考へておられます。

○渡邊(壽)政府委員 私からちよつと言つて加へさせていただきます。一応の推定はさせていただきますが、企業組合が、企業組合の実体を備へておる、少くとも企業組合である限りにおいては、協同組合の精神というものの利益、損失の共通性がなければならぬといふのではないかと考へておられます。それが企業組合の本質的なものであるといふ点を認めて、この規定を適用して行くべきではないか。それで企業組合の問題につきましては、御承知のようにならうと考へておられます。国税庁のいわゆる九原則といふものがございまして、いろいろ外形的な標準で、やれ看板が企業組合でなければならぬとか、個人じやないかぬとかいふいろいろな事例が従来ございまして、ああいうようなものにつつましても、この機会を利用してはつきり検討し直してみたい。こういうふうな態度をはつきりさせることによりまして、ほんとうの意味の企業組合と、そうでない名前だけの企業組合とがはつきり区分され、ほんとうの意味の企業組合でなければ企業組合としてはだめだといふことに、皆さんが御理解願へば、むしろ健全な企業組合として今後の発展が期待されるのではないかと考へておられます。われ／＼がこれでもって認可するとか何とかいふ意味にこれを使う気は毛頭ございません。実体を備へておればもちろんけつこうであります。実体が備わつていない場合に、われ／＼としてそれを企業組合として取扱うことはできない、かように考へて参りたいと思ひます。

○中崎委員 企業組合をつくるような、いわゆる零細中小企業者になりまして、実際に税の重さにたえかねて、特に末端においては、その所得が不当に高く評価される。天くだり的なところか、一方的に課税されるような場合が実際にあり得る。そういうような重い税金にたえかねて、企業組合の中に、自己防衛というか、自己保存というか、そういうふうな考え方を持つて来ておる。従つてこれらの人たちが、能力に應じた適正な課税をしてくれといふので、企業組合をつくつておるのです。しかしそののみを持つて来ると、いろいろ弊害がある。そこで中小企業庁としては、そうしてできた組合については、一日も早くただ税金をのがれるための組合でないものに仕上げて行く、本来のそういう法人格の実体を持つた組合に仕上げて行く、そういう責任を持つたから、こういう法律は出さなければならぬといふことを要求して来るべきだと思ふ。それは中小企業者を育成して行くという熱意と同時に責任を持つたものだと思ふ。そういう場合において、むしろこういうものはある期間留保してもらつて、実体においてはこういうことはできないけれども、ほんとうの個人的な資格で、税金だけをのがれるような存在のもの、これは、今大蔵省の方でも認めておられないと思ふ。だから、法人格を持つたところ、一日も早く大蔵省の意見に合致するような線へ持つて行くか

ら、どうかしばらくの間猶予してもらいたいという意見が、中小企業庁から出てよいと思ふ。それを、むしろ税金のお先棒をかつぐような形において終始考へておられる。健全な中小企業者の育成という現実だけを押しれば別であります。育成して行く熱意と責任に欠けておると思ふが、その点について御意見を伺いたい。

○石井説明員 私どもの考え方としては、決して企業組合の育成に熱意を失つておるわけではございません。この法律にも書いてありますようなことのあるのは、少くとも第三条の二の精神が貫かれていなければならぬのであるといふことの徹底が必要なのであります。第三条の二は、従来も理念としてありましたものを鮮明にした条文なのでございます。こういう理念がにじみ出ますところの方が、企業組合があるべき姿に指導いたします。たゞにもよろしいと考へておるわけでございます。ただ具体的に企業組合をどうして指導して行くのかということになりますれば、本法の精神と協同組合法の精神との間には一応相乖離するものがないわけでございますから、これをきつかけとして、従来指導をさらに強化する方向に持つて参りたいと考へておる次第でございます。

○中崎委員 時間の關係がありますから、一応この辺で打切つて、問題を留保しておきます。

○浅香委員長代理 加藤高藏君。

○加藤(高)委員 次の機会にいたします。

○浅香委員長代理 坊君。

○坊委員 愛知政務次官に伺います。意見、政治力ともに大臣以上であると

